

豊田工業大学大学院学則

(規程 第33号)

第1章 総則

(目的)

第1条 豊田工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、本学建学の精神に基づき、社会との緊密な交流連繋のもとに、工学における理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第2条 本学大学院に工学研究科を置く。

(課程)

第3条 工学研究科の課程は修士課程及び博士後期課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(人材育成目的)

第3条の2 修士課程は、基礎及び専門性を重視した分野横断型の教育と体験的教育を行うことにより、科学技術の多様な進展に対応できる研究開発能力を備え、国際的に通用する技術者・研究者を育成する。

- 2 博士後期課程は、高度な専門性を重視した教育と体験的教育を行うことにより、先端的専門分野に留まらず、新しい境界領域を切り拓くリーダーとして、国際的に十分に活躍できる技術者・研究者を育成する。

(専攻並びに入学定員及び収容定員)

第4条 工学研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻名	入学定員	収容定員
修士課程	先端工学専攻	50人	100人
博士後期課程	情報援用工学専攻	6人	18人
	極限材料専攻	6人	18人

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。